

## 鹿屋市公衆Wi-Fi利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、鹿屋市（以下「市」という。）の施設において市が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「Wi-Fi」という。）の利用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用場所及び利用時間)

第2条 Wi-Fiの利用場所及び利用時間は別表に定める。ただし、市で災害が発生した場合など市が特に必要があると認めた場合においては、市は利用時間を変更することができる。

### (接続通信機器)

第3条 Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、Wi-Fiに接続する通信機器（附属機器を含む。以下同じ。）及び当該通信機器に供給する電源を自ら確保するとともに、利用者において接続に係る通信機器の設定を行わなければならない。

2 利用者は、市の指定する認証基盤の利用ルールに同意し、事前にSNS・メール認証を受けなければならない。

### (費用等)

第4条 Wi-Fiの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

### (利用者の要件)

第5条 利用者は、この規約に同意の上、利用場所の施設利用ルールの下でWi-Fiを利用することができる、個人とする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、Wi-Fiの利用に当たり、この規約、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、Wi-Fiを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第三者又は市（利用場所の指定管理者を含む。）に対する次に掲げる行為

ア 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又はその可能性のある行為

イ 不利益又は損害を与える行為、若しくは、その可能性のある行為

ウ 誹謗中傷する行為

(2) 公序良俗に反する行為、若しくは、その可能性のある行為（公序良俗に反する情報の提供を含む。）

(3) 犯罪的行為又はそれに結び付く行為、若しくは、その可能性のある行為

(4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これに類する行為

(5) 性風俗に関する活動又は性風俗に関する情報を閲覧する行為

(6) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の者にメールを送信する行為

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為又は提供する行為

(8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータ送信又は受信する行為

(9) 長時間の利用

(10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為又は市が不適切と認める行為

(違反時の責任及び措置等)

第7条 利用者は、前条に規定する禁止事項に反した場合又は前条第2項各号に掲げる事項に該当する行為によって第三者等に損害が生じたときは、その損害に係る全ての法的責任を負うものとする。

2 市は、利用者が前条に規定する禁止事項に反することが判明したときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者に対してWi-Fiの利用を停止することができる。

(免責事項)

第8条 市は、Wi-Fiの提供に当たり、次に掲げる事項について、いかなる保証も行わないものとする。

(1) Wi-Fiを通じて得る情報等における完全性、正確性、確実性、有用性等

(2) Wi-Fiの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害

(3) 接続通信機器及びその附属機器のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損や消失、若しくは漏洩等の被害

(4) Wi-Fiを利用できなかったことにより生じた損害

(5) Wi-Fiを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等

(6) Wi-Fiを通じて利用し、請求された有料サービスの代金

(7) 前各号に掲げるもののほか、Wi-Fiに関連して発生した利用者及び第三者の損害

(利用の中止)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に周知せずにWi-Fiの利用を中止できるものとする。

(1) 緊急に保守点検又は工事を行わなければならないとき。

(2) システム障害、天災その他の非常事態により、Wi-Fiが作動しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市が無線LANの利用の中止をやむを得ないと認めるとき。

2 市は、Wi-Fiの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができる。

(本規約の変更)

第10条 市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和2年4月1日から施行する。

No.	利用場所		利用時間
1	鹿屋市役所	1階	午前8時30分から 午後6時まで (施設毎に終了時間 は異なる。)
2	鹿屋市役所分庁舎(上下水道部)	1階	
3	鹿屋市吾平総合支所	1階	
4	鹿屋市串良総合支所	1階	
5	鹿屋市輝北総合支所	1階	
6	鹿屋市保健相談センター	1階	
7	リナシティかのや、バス待合所	1階～3階	
8	鹿屋市霧島ヶ丘公園	ばら園内	
9	荒平回廊パーク	駐車場	
10	鹿屋市高隈地区交流促進センター	入口	
11	鹿屋市大始良地区学習センター	入口	
12	鹿屋市東地区学習センター	入口	
11	鹿屋市田崎地区学習センター	入口	
12	鹿屋市西原地区学習センター	入口	
13	鹿屋市花岡地区学習センター	入口	
14	鹿屋市高須地区学習センター	入口	
15	鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館	1階	
16	鹿屋市輝北ふれあいセンター	1階	
17	鹿屋市交流センター「湯遊ランドあいら」	入口	
18	鹿屋市立花岡中学校	職員室前廊下	
19	旧鹿屋市立高須中学校	体育館	
20	鹿屋市立大始良中学校	職員室前廊下	
21	鹿屋運動公園 陸上競技場	管理棟	
22	鹿屋市勤労者交流センター	入口	
23	鹿屋中央公園	体育館内	
24	鹿屋市武道館	武道館内1階	
25	平和公園 串良平和アリーナ	入口	
26	平和公園 屋内練習場	練習場内	
27	輝北天球館	天球館受付	
28	吾平物産展示館	館内	
29	鹿屋市吾平物産館	館内	
30	中央公民館	受付前	
31	串良公民館細山田分館	受付前	
32	串良公民館上小原分館	受付前	
33	串良ふれあいセンター	受付前	